

# 火葬室使用について

## 【1】手 続 き

○組織市（八王子・町田・多摩・稲城・日野）の市役所で「火葬許可証」及び「南多摩斎場火葬室使用申請書兼承認書」の交付を受けた場合は斎場事務所での手続きはありません。なお、組織市住民以外の方は、『使用料金の支払』が必要になります。火葬日の前日までに支払をお願いします。

○組織市（八王子・町田・多摩・稲城・日野）以外の市役所で「火葬許可証」の交付を受けた場合は火葬室使用申請書の交付がありませんので、『火葬室使用申請の手続き』が必要になります。火葬日前日までに、斎場事務所での手続きをしてください。

なお、組織市住民以外の方は、『使用料金の支払』が必要になります。手続きと支払をお願いします。

《 受 付 時 間 》 午前8時30分から午後5時まで

【休場日(友引等)は手続きできません】

《 手続きに必要なもの 》 火葬許可証・申請者の印鑑・使用料金

○組織市住民とは、亡くなられた方の住所が、八王子市・町田市・多摩市・稲城市・日野市に住民登録があった方です。（死胎は父又は母の住民登録地、改葬は亡くなった方又は申請者の住民登録地、身体の一部はご本人の住民登録地）

○組織市住民以外とは、組織市住民（八王子市・町田市・多摩市・稲城市・日野市）以外の方です。

## 【2】火葬室の利用

受入時間枠	受入件数	受入れ内容
9：00	3件	死胎・身体の一部・改葬、組織市住民、組織市住民以外
9：30	2件	組織市住民
10：00	2件	組織市住民
10：30	2件	組織市住民
11：00	3件	式場利用者（注1）
11：30	2件	組織市住民
12：00	2件	組織市住民
12：30	2件	組織市住民、
13：00	2件	組織市住民
13：30	2件	組織市住民
14：00	3件	組織市住民、組織市住民以外
14：30	2件	組織市住民、組織市住民

（注1）火葬日前日の午前8時30分までに式場利用者がいない場合は火葬（組織市住民、組織市住民以外）のみの利用が可能です。

※組織市住民以外の方は、午前11時30分から午後1時30分の受入時間枠については、使用できません。その他の時間帯は各1件です。ただし、火葬室使用希望日前日

の午前8時30分以降に、受入時間帯枠に空きがあれば、利用可能です。

### 【3】 霊安室（火葬室を利用する方専用）の利用

- ・火葬室を利用する方専用の霊安室が火葬棟内に2室あります。搬入後、他の施設への搬出は出来ません。
- ・火葬申込み時に霊安室の利用の可否をお伝えください。
- ・火葬業務中の霊安室への搬入は事務室東側の搬入口からお願いします。
- ・霊安室の使用には、『施設使用申請の手続き』と『使用料の支払』が必要になります。火葬前までに斎場事務所にて手続き及び支払をお願いします。
- ・霊安室への搬入及びご遺族等の面会時間は午前8時30分から午後9時30分までです。休場日（友引日等）及び午後5時以降の搬入及び面会は、事前に斎場事務所（Tel 042-797-7641）までご連絡ください。なお、面会には葬祭業者の方の立会は不要です。

### 【4】 火葬中の待合室の利用

- ・火葬中の待合室は一部屋（定員40名）をご用意いたします。ご葬家と調整し、定員の範囲内で対応されるようお願いいたします。なお、共用部分のソファ等での飲食は禁止します。
- ・やむを得ず定員を超える場合には、葬儀業者等でテーブル、椅子を持ち込んで対応してください。
- ・待合室には、湯茶（お茶・湯飲み・急須・ポット）の用意があります。
- ・ビール・ジュース類は売店で販売しています。（持込も可能です。）
- ・飲食物等の持込に伴うゴミは全てお持ち帰りください。
- ・部屋の希望（和室・洋室）がある場合は前日の午後5時までにお知らせください。なお、前日が友引日の時は前々日になります。ご希望に添えない場合もあります。
- ・待合室は、収骨終了後は利用できません。火葬棟よりそのまま退場していただきますので、ご注意ください。お荷物は全て、収骨室にご持参ください。

### 【5】 注 意 事 項

- ・火葬炉前に移動した後に、火葬炉に収めるまでの時間は5分以内とさせていただきます。
- ・棺が大型（高さ50cm、幅63cm、長さ200cm以上）又は重さ150kgを超える棺は、火葬ができませんのでご注意ください。
- ・ご遺体に心臓ペースメーカーが埋め込まれている場合は事前にご連絡ください。
- ・ダイオキシン類の発生や火葬時の障害を防ぐため、副葬品（故人の愛用品等）を棺に入れないよう、ご協力をお願いします。
- ・施設、設備、付属物等を破損した場合は原状復帰していただきます。
- ・節電・節水にご協力ください。
- ・分骨・部分収骨を希望される場合は事前にご連絡ください。斎場事務所での手続きをお願いします。

《 受 付 時 間 》 午前8時30分から午後5時まで

【休場日（友引等）は手続きはできません】

《 手 続 き に 必 要 な も の 》 火葬許可証・申請者の印鑑

- ・約100台が駐車できる駐車場を用意していますが、駐車場内での事故等一切関知しませんので、ご承知おきください。
- ・斎場内は禁煙です。喫煙は灰皿のある場所をお願いします。
- ・火葬棟内での撮影（写真・ビデオ等）はできません。
- ・更衣室は式場棟1階に2部屋あります。